

おくやみ ハンドブック

(死亡に伴う手続きのご案内)

奈良市

2026

亡くなられた方に関するさまざまなお手続きを総合的にご案内します。
市役所での手続きのほか、市役所以外で必要となる手続きについても
主なものを掲載していますので、ぜひご利用ください。

おくやみ
コーナー

予約制

ご遺族の方へ死亡届を提出された後の健康保険、介護保険、
税などの各種手続きをご案内し、市役所内で必要な申請・届出
をワンストップで受付します。

※内容により問い合わせ窓口を案内する場合があります。

場 所

奈良市役所中央棟1階(※P11参照)
(奈良市二条大路南一丁目1番1号)

予約電話

☎0742-34-5420(予約制)

電話受付

平日 午前9時～正午 午後1時～午後5時



おくやみコーナー
インターネット予約

※インターネットで予約できます。 [奈良市 おくやみ 予約](#)

※予約の際、亡くなられた方の氏名、生年月日、住所や市役所内のお手続きに
関する相続人代表者の住所、氏名などをお聞きしますので、ご準備ください。

「おくやみコーナー」のほか、出張所・行政センターでも可能な範囲で手続きの
受付を行います。手続きの内容により対応できないものもありますので、ご不明
な点等ございましたら、冊子内の「受付窓口」へお問い合わせください。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりや
すく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年3月発行

監修:奈良市 市民課おくやみコーナー イラスト協力:奈良大学
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には、以下に該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。
なお、手続きごとに必要なものは、該当ページでご確認ください。

亡くなった方のもの

『亡くなった方のもの』のうち、該当する証書類が紛失などにより無い場合は、窓口でその旨お申し出ください。

- 基礎年金番号のわかるもの(基礎年金番号通知書または年金手帳、年金証書、振込通知書)
- 後期高齢者医療または国民健康保険の健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ)及び各種認定証(お持ちの方)
 - ▶ 加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。
- 介護保険被保険者証(水色)及び各種認定証(該当の方)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 障害者医療費受給資格証、子ども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証
- 印鑑登録証(印鑑登録カード)、住民基本台帳カード(作成されている場合)
- その他市役所から交付された証書類

※個人番号カード(マイナンバーカード)(作成されている場合)または個人番号通知カードについて市役所以外で相続などの手続きにマイナンバーの記入を求められることがありますので、諸手続きが済むまで保管してください。返却の必要はありません。

※老春手帳・ななまるカード(奈良市優待乗車証)についてはP2をご参照ください。

ご遺族のもの

- お越しいただく方の本人確認書類
 - ① 官公署が発行した顔写真付きの証明書1点
 - ▶ 運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、パスポート、障害者手帳など
 - ② ①がない場合は次のうち2点
 - ▶ 健康保険資格確認書・介護保険被保険者証、年金手帳など
- 葬祭を行った方(喪主)の確認ができるもの(葬儀費用の領収書、会葬礼状、葬儀施行証明書等)
- 口座情報のわかるもの(預貯金通帳、カード等)▶ 喪主・相続人代表者
- 委任状(相続人代表者以外の方が手続きをされる場合)※

※代理人がおくやみコーナーでの手続きや戸籍・住民票に関する証明書の請求を行う場合は、委任状が必要となりますので、P10の『委任状』にご記入のうえ切り離してご利用ください。

※相続人代表者が法定相続人でなく、遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言・秘密証書遺言(検認済のもの)・自筆証書遺言(検認済のもの))をお持ちください。

おことわり

P1～P8に記載の各種手続きに関しましては、一般的な場合を想定して掲載しておりますので、全ての方に該当するものではありません。

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口		☑
				担当課	出張所 行政センター	
年金	国民年金に加入している方	遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、以下の書類をお持ちになり右記窓口へお問い合わせください。 ・亡くなった方の年金手帳、基礎年金番号通知書 ・請求する方の本人確認書類(運転免許証等)	国保年金課 国民年金係 ☎0742-34-4737		<input type="checkbox"/>
	国民年金を受給している方のうち、遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金を受給している方	未支給年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、以下の書類をお持ちになり右記窓口へお問い合わせください。 ・亡くなった方の年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書または振込通知書等 ・請求する方の本人確認書類(運転免許証等)			<input type="checkbox"/>
	国民年金を受給している方のうち、老齢基礎年金を受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、右記窓口へお問い合わせください。 ※年金事務所で相談・請求される場合は、 予約制となっています ので、事前に必ず予約してから来訪されるようお願いいたします。 ※代理の方が年金事務所に来訪される場合は委任状と代理人の本人確認書類が必要です。	奈良年金事務所 (奈良市芝辻町四丁目9-4) ☎0742-35-1371 予約電話0570-05-4890		<input type="checkbox"/>
	厚生年金を受給している方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、右記窓口へお問い合わせください。 ※年金事務所で相談・請求される場合は、 予約制となっています ので、事前に必ず予約してから来訪されるようお願いいたします。 ※代理の方が年金事務所に来訪される場合は委任状と代理人の本人確認書類が必要です。	街角の年金相談センター奈良 (奈良市大宮町四丁目281) 予約電話0742-36-6501		<input type="checkbox"/>
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。		各共済組合		<input type="checkbox"/>
	恩給を受給している方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。		総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400		<input type="checkbox"/>
	農業者年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求	※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、事前に右記窓口へお問い合わせください。 ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等 ・請求者となる方の預貯金通帳	※手続きは、奈良県農協の各支店でを行います。 農業委員会事務局 ☎0742-34-4776		<input type="checkbox"/>
	企業年金を受給している方	各企業年金基金等へ直接お問い合わせください。または右記窓口へお問い合わせください。		企業年金連合会(コールセンター) ☎0570-02-2666		<input type="checkbox"/>
	国民年金基金を受給している方	全国国民年金基金へ直接お問い合わせください。		全国国民年金基金 ☎0120-65-4192		<input type="checkbox"/>
住民関係	亡くなられた方が世帯主で3人以上の世帯の場合	世帯主変更	・届出人のお名前が確認できる書類(有効期限内の運転免許証・健康保険資格確認書・パスポート等) ※届出人が本人・同一世帯員以外の場合は、委任状が必要です。	市民課 ☎0742-34-4730	各出張所・行政センター	<input type="checkbox"/>
	印鑑登録をされていた方	印鑑登録証の返還	・印鑑登録証(印鑑登録カード)			<input type="checkbox"/>
	在留カード・特別永住者証明書を所持する外国人の方	在留カード・特別永住者証明書の返還	事前に右記窓口へお問い合わせください。	大阪出入国在留管理局奈良出張所 (奈良市東紀寺町三丁目4-1奈良第二法務総合庁舎) ☎0742-23-6501		<input type="checkbox"/>

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口		<input checked="" type="checkbox"/>
				担当課	出張所 行政センター	
保険	国民健康保険に加入している方	資格確認書等及び各種認定証の返還(お持ちの方) 葬祭費支給申請	・亡くなった方の資格確認書等(お持ちの方) ・亡くなった方の限度額適用認定証等(お持ちの方) ・葬祭を行った方の氏名が確認できるもの(葬儀費用の領収書、会葬礼状等) ・葬祭を行った方の振込先口座がわかるもの	国保年金課 給付係 ☎0742-34-4736	各出張所・行政センター	<input type="checkbox"/>
	後期高齢者医療制度に加入している方	葬祭費支給申請	・亡くなった方の資格確認書等(お持ちの方) ・亡くなった方の各種認定証(お持ちの方) ・葬祭執行者(喪主)が確認できるもの(葬儀費用の領収書、会葬礼状等) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に葬祭執行者(喪主)の口座) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの	福祉医療課 ☎0742-34-4754	各出張所・行政センター	<input type="checkbox"/>
		保険料に関する相続人代表届 高額療養費等の振込口座の変更(相続人代表届)			葬祭費・相続人代表者届	
	心身障がい者で医療費の助成を受けていた方	医療費助成変更届(資格喪失届)	亡くなった方の資格確認書(お持ちの方)	福祉医療課 ☎0742-34-4754	各出張所・行政センター	<input type="checkbox"/>
				心身障害者医療	<input type="checkbox"/>	
				重度心身障害者老人等医療	<input type="checkbox"/>	
	社会保険・共済組合等の社会保険に加入している方	埋葬料(費)支給申請	勤務先や協会けんぽ等へお問い合わせください。	勤務先や協会けんぽ等		<input type="checkbox"/>
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等の返還	・亡くなった方の介護保険被保険者証(水色) ・亡くなった方の介護保険負担割合証(緑色)(要支援・要介護認定を受けた方) ・亡くなった方の各種認定証(該当の方) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの	介護福祉課 ☎0742-34-5422	各出張所・行政センター	<input type="checkbox"/>
		保険料に関する代表相続人届出書 高額介護サービス費等の振込口座の変更(代表相続人届出書)				
高齢者	老春手帳・ななまるカードをお持ちの方	老春手帳・ななまるカードの返還	・老春手帳 ・ななまるカード(奈良市優待乗車証) ただし、残金があるバスカードは、奈良交通案内所窓口で清算し、その窓口でカードをお返しください。	長寿福祉課 ☎0742-34-5439	各出張所・行政センター	<input type="checkbox"/>
	緊急通報装置の貸与がある方	緊急通報装置の撤去・返還	右記窓口へお問い合わせください。後日、業者が撤去等について連絡します。	長寿福祉課 ☎0742-34-5439		<input type="checkbox"/>
	在宅要介護者で紙おむつ等の支給を受けている方	支給停止の連絡	右記窓口へご連絡ください。	長寿福祉課 ☎0742-34-5439		<input type="checkbox"/>

「相続人代表」…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

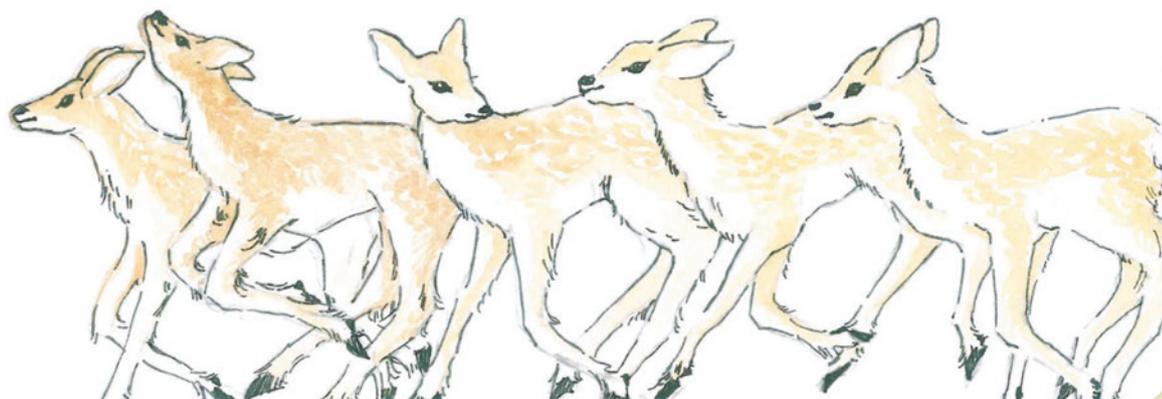
死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口		<input checked="" type="checkbox"/>
				担当課	出張所 行政センター	
税	市・県民税が課税されている方	市・県民税に関する相続人代表者指定届	<ul style="list-style-type: none"> 代表者となる方以外が代理でお越しいただく場合、委任状が必要です。 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) 	市民税課 ☎0742-34-4973		<input type="checkbox"/>
	原動機付自転車等(奈良市ナンバー)の車両を所有している方	名義変更 または廃車	<ul style="list-style-type: none"> 本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 ナンバープレート(廃車の場合や名義変更時に奈良市ナンバーを変更したいとき) 標識交付証明書 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書(相続人の方が自書したもの) 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(新名義人及び相続人が自書したもの) ※名義変更をする場合のみ 届出人の本人確認書類 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。 ※廃車については、郵送でも手続きできます。また、各出張所、各行政センターでも手続きできます。 ※西部(ミニカー・小型特殊自動車・特定小型原動機付自転車)・北部・東部出張所ではナンバープレートの即日交付不可 	市民税課 ☎0742-34-4958	各出張所・行政センター	<input type="checkbox"/>
	固定資産(土地・家屋)をお持ちの方	固定資産税に係る現所有者(相続人代表者)申告書	<ul style="list-style-type: none"> 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) 	資産税課 ☎0742-34-4726		<input type="checkbox"/>
	納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	今後の納税に関する手続き・納付について	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の納税通知書や領収書 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) 	納税課 ☎0742-34-4727 滞納整理課 ☎0742-34-4965		<input type="checkbox"/>
広報紙	精華・田原・柳生・大柳生・東里・狭川・月ヶ瀬・都祁地区にお住まいの世帯主の方	しみんだより等広報紙の配布停止	<ul style="list-style-type: none"> 対象の地区では世帯主の方に広報紙を郵送しています。停止や宛名変更の場合は右記窓口にご連絡ください。 	秘書広報課 ☎0742-34-4710		<input type="checkbox"/>

西部出張所
総務課 ☎0742-44-1005
住民課 ☎0742-44-1001

北部出張所
☎0742-71-1017
月ヶ瀬行政センター 総務住民課
☎0743-92-0131

都祁行政センター 総務住民課
☎0743-82-0201
東部出張所
☎0742-93-0001



死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口		<input checked="" type="checkbox"/>
				担当課	出張所 行政センター	
障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還届	・亡くなった方の手帳 ・友愛バス優待乗車証及び福祉タクシー券(所持していた方は返還)	障がい福祉課 ☎0742-34-4593	各出張所・行政センター ※出張所では身体障害者手帳のみ	<input type="checkbox"/>
	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	受給者証返還届	・亡くなった方の自立支援医療受給者証(精神通院)	障がい福祉課 ☎0742-34-4593		<input type="checkbox"/>
	心身障害者扶養共済制度に加入している方	支給金請求(心身障害者の保護者の方が亡くなったとき)	・亡くなった加入者(保護者)の除票の写し ・年金受給権者(障害者)の住民票の写し ・医師が発行する死亡診断書若しくは死体検案書(原本または原本証明されたもの) ・加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書(指定様式) ・加入証書(紛失の場合は不要) ・印鑑 ・支給金振込先口座のわかるもの			<input type="checkbox"/>
		弔慰金請求(心身障害者の方が亡くなったとき)	・加入者(保護者)の住民票の写し ・亡くなった障害者の除票の写し ・加入者(保護者)の振込先口座がわかるもの ・加入証書(2口加入の場合は、口数追加証書も併せて) ・印鑑			<input type="checkbox"/>
		死亡届(扶養共済年金受給者が亡くなったとき)	・年金受給権者(障害者)の除票の写し(県内に住民票を有する場合は不要) ・年金証書			<input type="checkbox"/>
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	未支払請求(未払分がある場合)	事前に右記窓口へお問い合わせください。			<input type="checkbox"/>
	障害者ストーマ装具・紙おむつの給付を受けている方	ストーマ装具、紙おむつの停止	・日常生活用具給付券(手元にある場合)			<input type="checkbox"/>
	ETC割引(有料道路、一般自動車道通行料)を受けている方	利用登録削除依頼書	・亡くなった方の手帳 ・登録時のお問い合わせ番号がわかるもの			<input type="checkbox"/>
	一般・後期高齢者精神障害者医療費助成を受給している方	受給資格証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の障害者医療費受給資格証 ※後期高齢者医療保険にご加入の方は、受給資格証はありません ・相続される方の振込先口座がわかるもの			<input type="checkbox"/>
	心身障害者医療費助成、重度心身障害者老人等医療費助成を受給している方	受給資格証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の心身障害者医療費受給資格証 ※後期高齢者医療保険にご加入の方は、受給資格証はありません ・相続される方の振込先口座がわかるもの	福祉医療課(※P2参照) ☎0742-34-4754		<input type="checkbox"/>
	特別児童扶養手当を受給している方	死亡届 未支払手当請求	事前に右記窓口へお問い合わせください。	子ども給付課 ☎0742-34-5086		<input type="checkbox"/>
特別児童扶養手当支給対象児童の方	資格喪失届 または 額改定(減額)届	<input type="checkbox"/>				
子ども	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅届 または 額改定(減額)届	事前に右記窓口へお問い合わせください。	子ども給付課 ☎0742-34-5086	各出張所・行政センター ※ 東部出張所では児童扶養手当・ひとり親家庭等医療の手続き不可	<input type="checkbox"/>
	児童手当を受給している方	未支払手当請求 新規認定請求	事前に右記窓口へお問い合わせください。			<input type="checkbox"/>
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失届 または 額改定(減額)届	・資格喪失の場合は児童扶養手当証書			<input type="checkbox"/>

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口		<input type="checkbox"/>
				担当課	出張所 行政センター	
子ども	児童扶養手当を受給している方	新規認定請求 未支払手当請求 死亡届	事前に右記窓口へお問い合わせください。	子ども給付課 ☎0742-34-5086	各出張所・ 行政センター ※ 東部出張所 では児童扶養 手当・ひとり親 家庭等医療の 手続き不可	<input type="checkbox"/>
	子ども医療費助成を受給している方	資格喪失届	・亡くなった方の子ども医療費受給資格証			<input type="checkbox"/>
	子ども医療費助成を受給している方の保護者の方	振込口座の変更	・保護者等の振込先口座がわかるもの			<input type="checkbox"/>
	ひとり親家庭等医療費助成対象の児童の方	資格喪失届 または 変更届(減員)	・亡くなった方のひとり親家庭等医療費受給資格証			<input type="checkbox"/>
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	資格喪失届 振込口座の変更	事前に右記窓口へお問い合わせください。			<input type="checkbox"/>
	18歳到達後最初の3月31日までの子どもがいる方で交通事故や自然災害で亡くなった方	交通遺児等援護事業等申請	・死亡診断書(コピー可) ・交通事故証明書(コピー可) ・住民票(亡くなられた方の除票を含む) ・保護者名義の振込先がわかるもの ・印鑑	子ども給付課 ☎0742-34-5086	<input type="checkbox"/>	
	保育所・こども園・幼稚園等に在園中もしくは申し込み中の方	教育・保育給付認定変更申請書	事前に右記窓口へお問い合わせください。	子ども給付課 ☎0742-34-5086	<input type="checkbox"/>	
		子育てのための施設等利用給付認定変更申請書		 教育・保育給付認定変更申請書		
		異動届		 子育てのための施設等利用給付認定変更申請書(法第30条の4第1号)  子育てのための施設等利用給付認定変更申請書(法第30条の4第2号・3号)  異動届		
	就学援助申請者の方	就学援助変更申請	事前に右記窓口へお問い合わせください。	教育総務課 ☎0742-34-5337		<input type="checkbox"/>
市営住宅	契約者(引き続き市営住宅に入居される同居親族がいる場合)	市営住宅入居承継承認	承継手続きが必要です。 事前に右記窓口へお問い合わせください。	委託先:奈良市営住宅管理センター ☎0742-34-5174	<input type="checkbox"/>	
	契約者(市営住宅を返還される場合)	市営住宅返還	退去立会が必要です。 事前に右記窓口へお問い合わせください。		<input type="checkbox"/>	
	入居者(契約者以外)	市営住宅同居者異動届出	同居者異動の手続きが必要です。 事前に右記窓口へお問い合わせください。		<input type="checkbox"/>	

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口		<input type="checkbox"/>
				担当課	出張所 行政センター	
空き家	空き家でお困りの方	空き家相談	親が住んでいた家が空き家になった、遠方において空き家の庭や建物の管理ができない、荷物が多くて手が付けられない等、空き家に関する悩みがあれば、まずはお気軽に右記窓口へお問い合わせください。	委託先:NPO法人空き家コンシェルジュ ☎0744-35-6211 (担当課:住宅課)		<input type="checkbox"/>
				墓地	市営墓地を使用している方	墓地使用权承継申請
		(遺骨の)埋蔵申請	・火葬許可証 ・お持ちの「墓地使用許可書」 詳しくは、右記窓口へお問い合わせください。		<input type="checkbox"/>	
し尿	し尿くみ取りを利用している方	し尿のくみ取り	市から株式会社清美公社に委託し、くみ取りを実施しています。くみ取りの手続きは、株式会社清美公社へお問い合わせください。ただし、月ヶ瀬・都祁地域の方は、山辺環境衛生組合山辺衛生センターへお問い合わせください。	株式会社清美公社 ☎0742-33-8782 山辺環境衛生組合山辺衛生センター ☎0743-85-0253		<input type="checkbox"/>
				浄化槽	浄化槽を使用している方	浄化槽の清掃
		管理者の変更	・浄化槽管理者変更報告書を提出ください。また、浄化槽の使用を休止される場合は、浄化槽使用休止届出書を提出ください。	保健・環境検査課 (はぐみセンター5階) ☎0742-93-8477		管理者変更・休止・廃止届 <input type="checkbox"/>
犬	犬を所有している方	所有者の変更届 犬の所在地の変更届	詳しくは、右記窓口へお問い合わせください。	保健衛生課 (はぐみセンター4階) ☎0742-93-8395	各出張所・行政センター	<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>
農地	農地の所有権や賃借権を相続された方	農地法第3条の3の規定による届出	所有権=相続登記完了後お手続きください。 賃借権=右記窓口へお問い合わせください。	農業委員会事務局 ☎0742-34-4776		<input type="checkbox"/>
森林	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類	農政課 ☎0742-34-5142		<input type="checkbox"/>
見舞金	犯罪被害により亡くなった方	遺族見舞金の支給申請	※支給には要件があります。 ※申請に必要な書類は、申請する方によって異なりますので、右記窓口へお問い合わせください。	共生社会推進課 ☎0742-34-4733		<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>
	火災や自然災害により亡くなった方のご遺族	弔慰金の支給申請	事前に右記窓口へお問い合わせください。	地域づくり推進課 ☎0742-34-5193		<input type="checkbox"/>

※はぐみセンターは、奈良市保健所・教育総合センターのことで、(三条本町13番1号)

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの (市役所以外で行う手続き)

区分	種別	主な手続き	必要なもの	手続き先	<input checked="" type="checkbox"/>
市役所以外で行う手続き(相続等)	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた生命保険 会社または代理店	<input type="checkbox"/>
	損害保険等	名義変更・解約等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた損害保険 会社または代理店	<input type="checkbox"/>
	預貯金口座等	口座凍結解除	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明書 等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等	<input type="checkbox"/>
	株式等	名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明書 等 証券会社等によって必要書類は異なります。	各証券会社等	<input type="checkbox"/>
	戦没者等の遺族 への特別弔慰金	記名変更 償還金受領	・国債(または証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所 または 証券保管証書に記載の 郵便局	<input type="checkbox"/>
	普通自動車及び 二輪車(125cc 超)	自動車税に関するこ と及び名義変更等 に関すること	税金(自動車税)については、右記窓口へお問い合わせ ください。	奈良県自動車税事務所 (奈良県大和郡山市満 願寺町60-1) ☎0743-51-0081	<input type="checkbox"/>
			普通自動車及び二輪車(125cc超)の名義変更等につ いては、右記窓口へお問い合わせください。	近畿運輸局奈良運輸支局 (奈良県大和郡山市額田 部北町981-2) ☎050-5540-2063 <自動音声ガイダンス>	<input type="checkbox"/>
	軽四輪及び軽 三輪	名義変更 または廃車	軽四輪及び軽三輪の名義変更等については、右記窓 口へお問い合わせください。 ・自動車検査証(車検証) ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	軽自動車検査協会奈良 事務所 (奈良県大和郡山市額 田部北町980-3) ☎050-3816-1845	<input type="checkbox"/>
	国税関係	相続税手続き 所得税(準確定申告)・ 消費税申告手続き	事前に右記窓口へお問い合わせください。	奈良税務署 (奈良市登大路町81) ☎0742-26-1201 <自動音声ガイダンス>	<input type="checkbox"/>
	不動産登記関係	所有権移転登記(土地・ 家屋等の相続) ※R6.4から相続登記 (3年以内)が義務化 されました。	・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍・除籍謄本 ・亡くなった方の住民票除票または戸籍の除附票等 ・相続人の現行戸籍 ・相続人の住民票または戸籍の附票等 事案によっては他の書類(遺産分割協議書等)も必要 となります。相続人ご自身が登記申請を行うことを希 望される場合には電話で相談予約をお取りください。	奈良地方法務局 登記部門 (奈良市高畑町552) ☎0742-23-5230 <自動音声ガイダンス> (ダイヤルイン6番)	<input type="checkbox"/>
法定相続情報 証明制度	法定相続情報一覧図 の写しの交付	各種相続手続きに利用することができる法定相続情 報一覧図の写しの交付(無料) 詳細は【法務局ホームページ】でもご覧いただけます。	☎0742-23-5230 <自動音声ガイダンス> (ダイヤルイン1番)	<input type="checkbox"/>	
遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	奈良家庭裁判所 (奈良市登大路町35) ☎0742-88-6521 ☎0742-88-6522	<input type="checkbox"/>	
相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人 の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認(引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相 続します。相続人全員の合意が必要です。)		<input type="checkbox"/>	

※奈良県司法書士会 ☎0742-81-8050 奈良県土地家屋調査士会 ☎0742-22-5619

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの (市役所以外で行う手続き)

区分	種別	主な手続き	必要なもの	手続き先	<input checked="" type="checkbox"/>
市役所以外で行う手続き	固定電話 (NTT西日本)	契約承継・解約	NTT西日本の場合(右記窓口へお問い合わせください。) ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯からは ☎0800-200-0116	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社へお問い合わせください。	各契約会社	<input type="checkbox"/>
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社へお問い合わせください。	各契約会社	<input type="checkbox"/>
	NHK受信料	名義変更・解約	右記窓口へお問い合わせください。	NHKふれあいセンター ☎0120-151515	<input type="checkbox"/>
	水道、下水道	名義変更・閉栓	「水道ご使用水量等のお知らせ」に記載の「使用者番号」か「水栓番号」を確認のうえ、右記窓口へ連絡してください。	企業局 計量センター ☎0742-45-4472	<input type="checkbox"/>
		生活困窮に係る水道料金の減免の解除	死亡したことがわかる書類を添付して右記窓口へ提出してください。	企業局 料金センター ☎0742-35-6825	<input type="checkbox"/>
	電気(関西電力)	名義変更・解約	右記窓口へお問い合わせください。	関西電力カスタマーセンター ☎0800-777-8810	<input type="checkbox"/>
	ガス料金 (大阪ガス)	名義変更・解約	右記窓口へお問い合わせください。	大阪ガスお客様センター ☎0120-5-94817	<input type="checkbox"/>
	運転免許証	返納	・亡くなった方の運転免許証 ・死亡診断書等の名義人が死亡した事実がわかる書類 ・届出人のお名前が確認できる書類	奈良警察署(奈良市大森町) ☎0742-20-0110 奈良西警察署(奈良市学園南) ☎0742-49-0110	<input type="checkbox"/>
	パスポート	返納	・亡くなった方のパスポート ・死亡診断書等の名義人が死亡した事実がわかる書類 ・届出人のお名前が確認できる書類	奈良県旅券事務所 (ならファミリー5階) ☎0742-35-8601	<input type="checkbox"/>
	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社	<input type="checkbox"/>
ケーブルテレビ (KCN)	名義変更・解約	KCN(近鉄ケーブルネットワーク)の場合 右記窓口へお問い合わせください。	KCNお客様センター ☎0120-333-990	<input type="checkbox"/>	
ケーブルテレビ (こまどり)	名義変更・解約	こまどりケーブルの場合(月ヶ瀬、都祁地域) 右記窓口へお問い合わせください。	こまどりケーブル ☎0120-667-740	<input type="checkbox"/>	
手続きに要する証明書等について	<p>○上記の手続きのために、戸籍、住民票に関する証明書等が必要な場合があります。事前に手続き先に必要書類と提出部数をご確認ください。(戸籍謄本等については申出により原本を返却される場合があります。)</p> <p>○戸籍、住民票、印鑑証明書等交付場所：本庁市民課、各出張所・行政センター、市民サービスセンターまたは東寺林連絡所(印鑑証明書の交付には、必ず印鑑登録証(印鑑登録カード)の提示が必要です。)</p> <p>○証明書の交付には所定の手数料がかかります。</p>				

●亡くなった人の住民票(除票)の請求について

亡くなった人の住民票は、生前の世帯の住民票からは除かれ、除票となります。

亡くなった人の除票を請求できる人は誰でしょう？

住民基本台帳法第15条の4第3項によると、

- 1 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者
- 2 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 3 前2号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

とされています。

除票の請求にあたっては、この要件の確認のため、使用目的・提出先を明確に申出いただき、使用目的以外には使用しない旨の「申出書兼誓約書」をご記入いただくほか、権利があることを疎明する戸籍謄本や保険証券等の資料の提示をお願いする場合があります。



住民票の除票の写しの交付請求について

※詳細は、奈良市ホームページの **住民票の除票** **検索** で確認してください。

●よくある質問

Q1. 死亡が記載された戸籍はいつ取れますか？

A. 死亡届が死亡者の本籍地に提出された場合は、提出日から2週間程度※で発行可能となります。

死亡届を本籍地以外の市区町村に提出された場合は、提出日から3週間程度※で発行可能となります。(提出された市区町村で事務処理が完了した後、本籍地へデータが送信されます。本籍地ではこのデータが届いてから事務処理を行うため時間を要します。)

※上記の日数は目安であり、各市区町村での事務処理状況などにより異なります。

Q2. 戸籍謄本と戸籍抄本の違いは？

A. 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)は、同じ戸籍に載っている方全員の証明書になります。これに対して、戸籍抄本(戸籍一部事項証明書)は、同じ戸籍に載っている方の中から戸籍を取得したい方を一部抜粋して表示された証明書になります。

Q3. 戸籍謄本と除籍謄本の違いは？

A. 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)は、現在一人以上の方が在籍している戸籍です。これに対し、除籍謄本(除籍全部事項証明書)は、婚姻や死亡により全員が除かれた戸籍です。

Q4. 筆頭者が亡くなったのですが、筆頭者は誰になりますか？

A. 亡くなられた方は除籍と記載しますが、筆頭者(戸籍の最初に記載されている人)は今後も変わりません。戸籍請求をする場合の筆頭者名は、今まで通り亡くなられた方の氏名を記入ください。

Q5. 改製原戸籍と戸籍は同じですか？

A. 改製原戸籍とは法改正により戸籍の改製(作り替え)が行われた際の改製以前の戸籍のことをいいます。今の戸籍は横書きですが、改製以前の改製原戸籍は縦書きの戸籍です。

Q6. 奈良市に本籍がない場合でも、奈良市に戸籍の請求はできますか？

A. 令和6年3月から戸籍の広域交付が始まりました。奈良市に本籍がない場合でも戸籍謄本・改製原戸籍謄本・除籍謄本を窓口にて請求できます。

※戸籍抄本(個人事項証明書)・コンピュータ化されていない戸籍は請求できません。その他の戸籍においても戸籍の登録状況により交付できない場合があります。直接本籍地へご請求ください。

広域交付で戸籍を
請求できる方

- 戸籍に記載されている本人
- 戸籍に記載されている本人の配偶者
- 戸籍に記載されている本人の直系尊属(父母、祖父母等)、直系卑属(子、孫等)

※委任状の有無にかかわらず上記以外の方からの請求はできません。広域交付で戸籍を請求できる方が直接窓口へお越しください。

窓口にて請求される
際の必要書類等

最新の氏名等が記載された顔写真付きの公的な本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)・交付申請書・交付手数料

マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニで戸籍謄抄本を取得できる場合があります。詳しくは本籍地のある市区町村へお問い合わせください。

記入される前にお読みください。

- ・代理人がおくやみコーナーでの手続きや戸籍、住民票に関する証明書の請求を行う場合、委任状が必要となります。下記委任状をコピーするか切り離してご利用ください。**年金のお手続きには専用の委任状が必要です。**
- ※必ず委任者本人が作成日、ご自身の氏名等、代理人氏名や委任事項を記入してください。
- ※各種手続きや証明書交付には、委任者が相続人であることが確認できる書類を求められる場合がありますので、各受付窓口へお問い合わせください。

委任状

(宛先) 奈良市長 令和 年 月 日作成

委任者 [〒] 住所 _____
 氏名(自署) _____
 (生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)
 連絡先電話番号(_____)

私は、次の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

代理人 [〒] 住所 _____
 氏名 _____

委任事項

- 《 _____ 》の死亡に関するおくやみコーナーでの手続き

- 《 _____ 》の戸籍(除籍)、改製原戸籍、住民票(除票)の交付申請

- _____

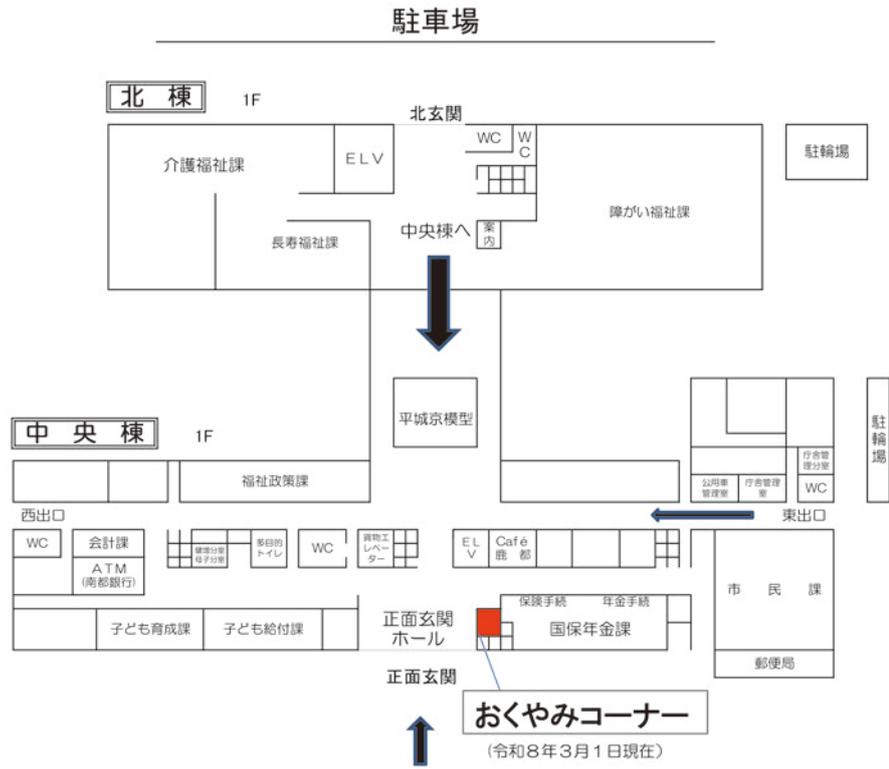
- _____

原本保管:市民課
 おくやみコーナー

受付印

フロアマップ

おくやみコーナー
中央棟1階
玄関ホール会議室



大宮通り

ご遺族メモ

ごみの処分・持ち込みについて

【家庭系ごみ】の持ち込み

●事前に申し込みが必要です。

※遺族の方または、成年後見人の方が搬入される場合は、証明書類等が必要となります。
事前に必ず奈良市環境清美工場(☎0742-71-3000)へお問い合わせください。

●奈良市のごみ事典を参考に「①燃やせないごみ・不燃性の大型ごみ」「②有害ごみ」「③燃やせるごみ・可燃性の大型ごみ」「④自転車等」「⑤再生資源ごみ等」「⑥プラスチック製容器包装・使用済小型家電」に分別して搬入してください。

●電話受付(当日予約不可)

月曜日～金曜日の午前8時～午後3時(祝日可) / 持込ごみ予約電話 ☎0742-71-9011

●インターネット受付(当日予約不可)

24時間受付可能 / インターネット受付相談窓口 ☎0742-71-9202

※同居の親族でない方が申し込まれる場合は電話で申し込んでください。

持込ごみ
インターネット
受付



●搬入時間 月曜日～金曜日の午前9時～午後4時30分(祝日可) ※正午から午後1時までを除きます。

●料 金 家庭系ごみ100kgまでは無料。超えた分10kgにつき100円が必要。

※身寄りがない場合、親族・成年後見人以外がごみを搬入することはできません。有料にはなりますが奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼していただくことになります。(奈良市のごみ事典12ページに収集運搬業者一覧表があります。)

※搬入方法は、奈良市のごみ事典を参考に搬入してください。予約がない方や市で処理できないものをお持ちになられた方は、搬入できない場合があります。

詳しくは、奈良市環境清美工場(☎0742-71-3000)へお問い合わせください。

【家電リサイクル製品】の処分(リサイクル料金が必要です)

リサイクル料金	ユニット型 エアコン	テレビ(ブラウン管)		テレビ(液晶・プラズマ式)		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・ 衣類乾燥機
		大きさ 15型以下	大きさ 16型以上	大きさ 15型以下	大きさ 16型以上	内容量 170ℓ以下	内容量 170ℓ以上	
990円～		1,320円～	2,420円～	1,870円～	2,970円～	3,740円～	4,730円～	2,530円～

①購入店がわかる場合は、購入店に依頼してください。(購入店には引き取り義務があります。)

②購入店がわからない場合は、奈良市廃棄物対策課や家電リサイクル協力店(★)に相談してください。
(★市内の一部の家電量販店。その一覧は奈良市HPに掲載しています。)

③ご自分で運べる場合は、郵便局でリサイクル料金を支払い、リサイクル券を購入のうえ、下記の《指定引き取り場所》に直接持ち込んでください。

※リサイクル券の購入に際しては、製造メーカーや大きさ等の情報が必要となりますので、あらかじめ確認しておかれませうお願いします。また、各リサイクル料金等については、家電リサイクル券センターのホームページ(<https://www.rkc.aeha.or.jp/>)でご確認いただけます。

●指定引き取り場所

会社名	住所	電話/FAX
センコー(株)	奈良県大和郡山市横田町141-1	0743-56-2329/0743-56-9580
誠運輸(株)	奈良県北葛城郡河合町大字穴闇49-1	0745-58-3277/0745-56-5238

◎指定引き取り場所に、ご自分で持ち込まずに店舗等に処分を依頼する場合は、リサイクル料金とは別に、店舗等から指定引き取り場所までの収集運搬手数料がかかります。料金についてはそれぞれの依頼先へ確認してください。

※詳しくは、奈良市廃棄物対策課(☎0742-71-3001)へお問い合わせください。